

令和7年度第1回江東区コンプライアンス推進委員会 議事録

日 時	令和7年6月2日（月）11:00～11:35
場 所	庁舎7階 第73会議室
出席者	別紙名簿のとおり
議 題	（1）コンプライアンス推進に係る令和7年度の取組について （2）令和7年度のスケジュールについて

議 事 概 要
1 開会 <委員長> （開会のあいさつ） 2 議事 （1）コンプライアンス推進に係る令和7年度の取組について <事務局> （資料1～3について説明） <委員> 内部公益通報制度における外部窓口（公益通報相談員）の設置方法であるが、庁内に席を設けるのか、それとも弁護士事務所で業務を行うのか。 <事務局> 庁内に席を設けるのではなく、基本的には弁護士事務所に対応してもらうことになる。必要に応じてこちらに来てもらうことはあるかもしれないが、庁内に常時席を設けるという形にはならない。 <委員> 資料2の不祥事案等の庁内報告体制の見直しについて、私も常々庁内の周知徹底ができていないと感じていたところなので、こういった仕組みができることはとても良いことだと思う。この機会にさらに検討してほしいことは、不祥事や事務処理ミスを起こした職員の情報をどこまで共有するかということである。 <事務局> 課題ではあるかと思うが、コンプライアンス推進担当の所掌事務とは趣旨が異なることから、どこまで共有できるかということについては職員課と連携しながら調整を進めていきたい。 <委員長> ご意見としては承って、コンプライアンス推進担当と職員課で検討するということであるが、非常に難しい内容だと思う。

<委員>

内部公益通報制度における外部窓口（公益通報相談員）への通報について、職員は勤務時間中に行ってもよいのか。また、庁内に支給されている電話やメールを使用してもよいのか。

<事務局>

細部についてはこれから調整していくが、公益通報制度の趣旨を踏まえると、組織内部で違法行為等があるという前提においては、勤務中であろうがなかろうが公務員として適切に対応するというのであれば（庁内の電話やメールを使用する）必要性はあるかと思う。細部については、国や他自治体への確認の作業を進めているところであるので、運用開始時にはきちんと周知を図っていきたい。

<委員>

内部公益通報においては、通報する職員の安心感を担保することが重要であるが、今回設置する外部窓口（公益通報相談員）は、現在、区が他の事案で関わっている顧問弁護士などとは独立しているイメージでよいのか。

<事務局>

外部窓口（公益通報相談員）となってもらふ弁護士であるが、現在総務課で実施している法律相談における弁護士とは別の形であり、コンプライアンス推進事業で予算を確保して対応するものである。現在想定している弁護士であるが、他自治体で職員経験があり、区の実情もわかっている弁護士にお願いできそうな状況であり、職員が安心して通報できる体制になるものと考えている。

<委員長>

内部公益通報においては、職員の安全・安心を確保することが実効性を持たせる上で非常に重要となる。職員への周知においても、安全・安心である旨をきちんと伝える必要がある。

<委員>

外部窓口（公益通報相談員）にメールで通報する場合、外部へのメール送信ということで上司をCCに入れなくてはならないため、通報者がその時点でわかってしまうのではないか。また、そもそもまずは上司に相談すべき事案もあるかと思われる。周知の仕方も難しいと思うが、どのようにお考えか。

<事務局>

庁内のメールを使用して通報する場合は当然そのようになるので、通報したことを知られたくない場合には、個人のメールを使用するか、封書による通報になる。また、そもそも上司に相談すべきではないかということについては、それが大前提にあった上で、それができずに言えないといった場合で違法行為等に類する事案であれば、この内部公益通報制度による通報という形になる。適切な運用ができる形で周知を図っていきたいと考えている。

<委員>

匿名による通報は調査対象として取り扱ってもらえるのか。

<事務局>

匿名でも通報はできるが、証拠が全くないといった場合は受理の対象とはならない。(事案の調査を進める上では) それに関わる客観的な証拠の添付や事実の説明が必要となる。

<副委員長>

公益通報制度で一番大事なことは通報者の保護であり、そこをしっかりと考えていかないといけない。例えば、匿名の通報による情報について、匿名だから受理しない・対応しないとなると、せっかく情報提供されたのに動かなかつたことで事態が大きくなるということもあるので、そこは慎重に対応すべきである。匿名性を担保することは、通報のしやすさと通報者の保護につながる。また、先ほど委員長から話があったが、職員の処分歴や措置については、それらを行ったときにすでに正しいことをしているので、私も慎重に対応すべきであると思う。

<事務局>

匿名による通報(で要件を満たさないもの)を受理しないという件については、あくまでも内部公益通報制度として受理しないということである。事案にもよるが、疑義があるものについては然るべき形で担当所管に確認するなど、内部公益通報とは別の形で対応していきたいと考えている。

<副委員長>

(事務処理ミス等の当事者となった職員に係る情報共有について) 委員長や副委員長のおっしゃることはよく理解できるので、それとは切り離して議論すべきであるが、最近起こった事案でも、過去に同様の事案が起きて、再び大きな事案として繰り返されている例もある。職員課でそういった職員の情報を把握してもらった上で人事異動などの際にどのようにできるかはわからないが、課題ではあると思う。

(2) 令和7年度のスケジュールについて

<事務局>

(資料4について説明)

(意見・質疑なし)

3 閉会

<委員長>

(閉会のあいさつ)

令和7年度江東区コンプライアンス推進委員会 委員名簿

	役 職	氏 名	所 属	出欠（第1回）
1	委 員 長	綾部 吉行	副区長	出席
2	副委員長	油井 教子	副区長	出席
3	副委員長	本多 健一朗	教育長	出席
4	委 員	炭谷 元章	政策経営部長	小林企画課長が 代理出席
5	委 員	杉村 勝利	総務部長	出席
6	委 員	池田 良計	地域振興部長	小越経済課長が 代理出席
7	委 員	市川 聡	区民部長	出席
8	委 員	岩井 健	福祉部長	出席
9	委 員	干泥 功夫	障害福祉部長	出席
10	委 員	大江 英樹	生活支援部長	出席
11	委 員	北村 淳子	健康部長	出席
12	委 員	河野 佳幸	健康部次長	出席
13	委 員	堀田 誠	こども未来部長	出席
14	委 員	大塚 尚史	環境清掃部長	出席
15	委 員	立花 信行	都市整備部長	出席
16	委 員	石井 康弘	土木部長	出席
17	委 員	老川 和宏	会計管理室長	出席
18	委 員	青柳 幸恵	教育委員会事務局次長	出席
19	委 員	藤田 和哉	選挙管理委員会事務局長	出席
20	委 員	加川 彰	監査事務局長	出席
21	委 員	岩瀬 亮太	区議会事務局長	出席